

消費者機構日本ニュースレター

157号

第16回通常総会/第1回理事会報告

<第16回通常総会報告>

第16回の通常総会は、新型コロナウイルス感染防止の観点より、書面議決または委任状での出席をお願いし、実出席（ウェブ参加含む）については理事等、最低限の人数で、開催いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。以下、第16回通常総会の概要についてご報告いたします。

日時：2020年6月4日（木） 15時00分から15時30分

場所：東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ5階第1会議室

※ Zoom（ウェブ会議ツール）による双方向参加を含む。

参加者：出席表決権総数103（実出席表決権数19、《Zoom参加による表決権数12を含む》、委任状表決権数1、書面表決権数83）。表決権総数128の過半数の出席で成立

議題：審議事項 第1号議案 2019年度事業報告承認の件
第2号議案 2019年度決算承認の件
第3号議案 役員選任の件

報告事項 1. 2020年度事業計画
2. 2020年度予算
3. 特定資産の取り崩しの件
4. 正会員からの質問と当機構の回答

議案の提案

(1) 第1号議案 2019年度事業報告承認の件

2019年度は消費者裁判手続特例法第1号の訴訟となる東京医科大学を被告とする共通義務確認訴訟の第一審において、ほぼ請求が認容される画期的な判決を得ることができた。現在、簡易確定手続の準備に入っている。また、共通義務確認訴訟をあらたに2件提起した。裁判外の取り組みも推進し、1件で注文時申込金の返還を実現できた。

差止請求訴訟1件を係争中であり、新たな裁判外の申入れは19件となった。今年度是正に至った事案は10件で、設立以来の累計として118件で是正をはかることができた。

広報活動、消費者団体との連携として総会記念企画シンポジウム「集団的消費者被害回復の取り組み状況と課題」、訴訟についての記者会見、twitterアカウントの設置、東京都消費者月間への実行委員団体としての参加、「消費者スマイル基金」の助成事業の具体化の実務協力といった取り組みを行った。

組織・財政の基盤の安定強化に取り組み、個人正会員数について120名の水準を維持してきた。寄付収入確保の施策として訴訟事案ごとのクラウドファンディングに関する調査を行った。

消費者裁判手続特例法の見直しに向けた意見提出、株式会社かんぽ生命保険による不適切な保険販売に対する抗議と意見表明及び消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告

書に関する意見提出を行った。

(2) 第2号議案 2019年度決算承認の件

2019年度は経常収益が14,926,813円(前年比65.2%、計画比82.0%)、経常費用が15,056,453円(前年比77.1%、計画比65.2%)となり、129,640円の赤字となった。経常費用が少なかったのは新たな受託事業や新たな差止請求訴訟がなく費用が発生しなかったこと、今年度は簡易確定手続も開始されなかったことが大きな要因である。

当期経常増減額は198,268円の減となった。

共通義務確認訴訟の新たな提起(2件)に伴って東京都の費用貸付制度から合計1,260,000円の新規借入を行った。現時点における借入残高は期首残高と合わせて1,710,000円となる。

流動資産は33,089,460円、正味財産は30,719,922円となった。

(3) 監査報告

監事より、理事の業務執行は適正に行われ日常の会計処理も適正で決算諸表は正確に作成されている旨の監査報告が行われた。あわせて監査意見として以下の指摘があった。

- ① 特定適格消費者団体として被害回復関係業務を着実に実施できるよう、さらに財政強化と体制整備を進められたい。
- ② 引き続き、行政との連携強化を通じて消費者団体訴訟制度についての社会的理解、適格消費者団体への信頼を広げるよう努められたい。

(4) 第3号議案 役員選任の件

理事19名と監事2名は第16回通常総会終結時をもって全員任期満了となり、理事20名(18名再任、2名新任)と監事2名(1名再任、1名新任)の選任が提案された。

議案の質疑

第1号議案については、正会員より書面で質問が出されていることが紹介され、その質問に対する回答が下記概要にて行われた。

〈質問〉クラウドファンディングについて、2019年度事業報告では「取組みを見合わせた」とあるが、クラウドファンディングへの事案掲載は資金面のみならず、消費者機構日本への社会的注目を集め問題意識を高める効果も期待できる。消費者とのチャンネルを充実させるためにもクラウドファンディングの活用を進めてほしい。

〔回答〕複数のクラウドファンディングについて検討したが、サイトへの掲載事案が少ない、あるいは特定の事業者を被告とする訴訟への取組みについては消極的である、といった状況であったため、取組みを見合わせた。

質問者が調査していただいたサイトでは、行政訴訟事案も取り扱われており、特定の事業者を被告とする訴訟でも公共性の高さによっては取り上げてもらえるかもしれないので、さらに検討する。

第2号議案及び第3号議案については、いずれも質疑はなかった。

議案の採決

議長より定款第31条の要件を充足して総会が成立していることが改めて報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入り、いずれの議案も賛成多数で可決・承認されました。

報告事項の報告と質疑

(1) 2019年度事業計画

- 課題1 集団的消費者契約被害回復のための被害回復関係業務を推進する。
- 課題2 消費者被害の未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進する。
- 課題3 財政基盤を強化する。
- 課題4 情報提供受付と対応の円滑化をすすめる。
- 課題5 広報活動及び他団体との連携をすすめる。
- 課題6 消費者裁判手続特例法の改正課題、消費者契約法、預託法及び特定商取引法の改正論議などについて政策提言を行う。

(2) 2019年度予算

経常収益は24,109,000円で、前年度実績比161.5%という増加率になっている。東京医大訴訟の簡易確定手続により費用・報酬が見込まれるため。

経常費用は23,333,000円で、前年度実績比155%という増加率になっている。東京医大訴訟の簡易確定手続のため事業費等が見込まれること、新たな共通義務確認訴訟提起、ウェブサイトレスポンシブル化に伴う管理料アップなどを見込んだものである。

(3) 特定資産の取り崩しの件

2018年度において差止請求関係業務に充てる特定資産を100万円計上していたところ、2019年度の差止請求関係業務に係る費用支出が100万円を超え216万円になった。特定資産を取り崩して当該業務に係る費用に充てた。

(4) 正会員からの質問と当機構の回答

個人正会員から総会議案について次のような質問が書面で出されていることの紹介あり、回答が行われた。

[質問①] 2020年度事業計画の経常収益に被害回復訴訟の費用・報酬が計上されているが、これは敗訴など当該収益が得られなかった場合の対策はあるのか。

[回答①] 2020年度に計上したのは共通義務確認訴訟ですでに勝訴判決が確定している事案のみである。簡易確定手続に参加する対象消費者の人数も安全を図ってシミュレートしており、リスクは低いと考える。ただし、実際に手続に参加する人数が想定する人数を大きく下回った場合には、期中に修正予算をくむことになる。

[質問②] 会議費用について、特別な委託費を除けば変動費の最上位にあるものであり、オンライン会議などの活用で費用の削減、業務の効率化を図れないか。

[回答②] オンライン会議はすでに実施している。会議参加者の謝金(交通費含む)は1回の会議参加につき4000円と低額であり、引き下げることは考えていない。会議室料の削減や事務局の時短等、経費削減・省力化には留意する。

⑧ その他、定款の附則の規定における年次表記について和暦と西洋暦が混在しているとの指摘があった。次回の定款改定時にあわせて整えるようにする。

以上ですべての議事を終了した。

閉会后、本総会をもって退任された青山副理事長よりご挨拶をいただきました。

<第1回理事会報告(役員について)>

第16回通常総会に引き続き、第1回理事会を開催しました。第16回通常総会で選任された理事により、代表理事と役職者を互選しました。確定した役員名簿は、以下の通りです。(理事1名増員)。(役職順、同一役職においては50音順)

役職	名前	所属・経歴
会長	中山 弘子	特別区人事委員会委員長 前新宿区長
代表理事 理事長	藤井 喜継	日本生活協同組合連合会 専務理事
代表理事 副理事長	佐々木 幸孝	弁護士
副理事長	永沢 裕美子 (新任)	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事副会長
副理事長	松岡 (長見) 萬里野	(一財) 日本消費者協会 理事長
常任理事	中野 和子	弁護士
常任理事	福長 恵子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問、消費者相談室副室長
常任理事	唯根 妙子	消費生活専門相談員
専務理事	磯辺 浩一	事務局
理事	岩田 修	弁護士
理事	浦郷 由季	(一社) 全国消費者団体連絡会 事務局長
理事	大谷 聖子	消費生活相談員 (港区)
理事	大富 直輝	司法書士
理事	小浦 道子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
理事	後藤 巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授
理事	菅波 (二村) 睦子	日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部長
理事	瀬戸 和宏	弁護士
理事	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
理事	橋本 康正 (新任)	(一財) 日本消費者協会 専務理事

理事	宮城 朗	弁護士
----	------	-----

監事

役職	名前	所属・経歴
監事	稲村 厚	司法書士
監事	上山 精一(新任)	千葉県生活協同組合連合会 専務理事

**<学校法人東京医科大学 入学検定料等返還について>
～ 手続参加のご案内は、いましばらく先になります ～**

東京医科大学を被告として当機構が提起していた共通義務確認訴訟の判決が確定したことを受けて、当機構は4月17日に簡易確定手続(対象となる消費者の方に手続きに参加していただき、お一人お一人の取り戻し金額を確定していく手続)開始の申立てを東京地方裁判所に行いました。

その後、新型コロナウイルス感染拡大という事情もあり、裁判所から手続開始の決定がまだ出されていません。

開始決定が出された後、手続きへの参加方法について、当機構ウェブサイトでの公告を行います。また、連絡先が把握できた対象消費者の方への個別通知などを行うこととなります。

その時期はまだ確定しておらず、早くても7月上旬から中旬頃になると想定されます。

当機構では手続開始決定後、ただちにウェブサイトでの公表や記者会見を行う予定です。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦等を目的として予約した宿泊施設のキャンセル料に関する消費者機構日本の考え方

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期断判前の考え方

⇒キャンセル時期を考慮していないキャンセル料規定は消費者契約法9条1号無効の可能性がある

- 東京都内の宿泊施設には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「オリ・パラ」)期間中の宿泊予約のキャンセル料を、宿泊料金全額としているところが多数ありました。
- 消費者機構日本にも消費者から、「オリ・パラ観戦を目的に都内のホテルを予約した。同大会開催の1年近く前にキャンセルしたにもかかわらず、キャンセル料として宿泊料金全額を請求されている」といった情報が多く寄せられていました。
- そのため、当機構では、情報提供があった宿泊施設に対して、宿泊予約のキャンセル時期を問わずキャンセル料を宿泊料金全額とすることは、消費者契約法9条1号により無効である可能性があるとして申し入れを行ってまいりました。

オリ・パラ大会延期判断後の考え方

⇒事情変更の原則の適用により消費者契約法 10 条無効の可能性がある

- 皆様ご存じのとおり、2020年3月24日、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オリ・パラは来年の夏季に延期されました。
- 当機構が申し入れを行っていた宿泊施設もオリ・パラの延期を受け、キャンセル料なしでキャンセルに応じています。
- しかしながら、当機構が申し入れを行っていない宿泊施設のうちの一部について、消費者から、「オリ・パラが延期になったのに宿泊料金全額をキャンセル料として請求されている」との情報が幾つか寄せられています。
- オリ・パラが延期になった今、オリ・パラの観戦等を目的として予約した宿泊施設のキャンセル料について、どのように考えたらよいのでしょうか。
- 当機構では、事情変更の原則が適用となるため、オリ・パラ期間中のキャンセル料を宿泊料金全額とするとの規定等は、消費者契約法 10 条により無効となる可能性があると考えましたので、詳しくは下記にてご確認ください。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦等を目的として予約した宿泊施設のキャンセル料に関する消費者機構日本の考え方

1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦等を目的として予約した宿泊施設のキャンセル料の問題

都内の宿泊施設の中には東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「オリ・パラ」）期間中の宿泊予約をキャンセルした場合には、宿泊料金と同額つまり 100%のキャンセル料を徴収する旨を約款に定めているところが多数ありました。その後新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オリ・パラ自体が延期となりました。このような状況のもとで予約者が宿泊予約をキャンセルした場合に 100%のキャンセル料を支払わなければならないとすれば、予約者に対して酷に過ぎるように思われます。しかもオリ・パラ期間中の宿泊料金は通常期間の数倍の例もあり、予約者の被る不利益は一層深刻なものになります。

この場合どのように考えたらよいのでしょうか。

2 事情変更の原則の適用

民法の明文にはありませんが、①契約成立当時その基礎となっていた事情が変更したこと、②事情の変更は当事者が予見したもの、又は予見できたものではないこと、③事情の変更が当事者の責めに帰すことができない事由によって生じたものであること、④事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められる場合、に「事情変更の原則」により、例えば契約の解除が認められる、と考えられます。

今回、オリ・パラが延期されたことにより、その観戦等を目的とした宿泊施設の宿泊予約に関しては、上記①～③がそのまま当てはまるように思われます。④についてもオリ・パラ期間中であるため宿泊料金が通常の時期より数倍の料金の場合もあり、しかも予約者にとってはオリ・パラが延期になり宿泊する意味が殆どないにもかかわらず、オリ・パラ料金で宿泊させるという契約内容は信義則上著しく不当と考えられます。すなわち本来予約者から、事情変更を理由にしてキャンセルできる場合と考えられます。

3 100%のキャンセル料というキャンセル規定の効力はどうなるか

しかし宿泊施設の約款で、予約者からのキャンセルの場合、前記のように宿泊料金と同額つまり 100%のキャンセル料を徴収する旨が定められているケースでは、この約款の効力はどうなる

でしょう。

事情変更の原則により、これらのキャンセル料を支払う条項自体が無効となるという考え方、あるいは事情変更の原則によれば、本来キャンセル料なしで解約できるのに違約金を徴収することは消費者の権利を制限するもので、しかも100%のキャンセル料を支払わせるという内容は、消費者の利益を一方的に害するものといえますので、消費者契約法10条により無効であると考えられます。

その意味で、現在多くの宿泊施設が、オリ・パラ期間中の観戦等目的の宿泊予約に関しては、キャンセル規定を改めて、あるいはキャンセル規定を残したままでの取り扱いとして、キャンセル料なしでキャンセルを認める状況になっているのは妥当な取り扱いであると考えています。

4 オリ・パラ期間以外の宿泊予約のキャンセルについて

事情変更の原則が適用される場合は、前記のとおり適用要件が狭いためオリ・パラの観戦等を目的として予約したホテルのキャンセルの場合など限られた例だけになるように思われます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出自粛要請が出ている関係で、宿泊施設などの宿泊をキャンセルする場合もあろうかと思いますが、「事情の変更」といえるか、契約当時に認識可能性がなかったか等、要件的にこの考え方をあてはめることが難しい場合が多く、別途の観点からの法律的検討をせざるを得ないと思われます。

以上

リネット（宅配クリーニング）の利用規約類が大幅に是正されました

当機構は、宅配クリーニング「リネット」を運営する株式会社ホワイトプラスに対し、当該事業者が使用する利用規約類について、是正を求めてきました。その結果、利用規約類が概ね改善された為、協議を終了しました。

なお、一部、当機構と見解が相違している内容がありますが、今後の動向を注視することとし、必要に応じて対応を検討していくこととしました。

<主な是正内容>

- ・一切責任を負わないとした文言の削除
一切責任を負わないとした文言が多用されていましたが、削除されました。
- ・利用規約 禁止事項の整理
- ・プレミアム会員を中途解約した際の返金規定の是正
一切返金しない旨の規定が是正されました
- ・賠償金額上限の撤廃
事故が発生した際の賠償金額の上限が撤廃されました。ただしクリーニング対象品の適用除外（購入金額が1点当たり50万円超の品については、クリーニングを引き受けない）が設けられました。

<当機構と見解が相違している点>

- ・荷戻りが発生してから3カ月以上経過しても連絡が取れない場合や3回以上荷戻りが発生する場合、依頼品を提携クリーニング業者の裁量で処分することができるとした規定
→当機構との協議の結果、当該処分により会員に損害が生じた場合でも一切の責任を負わず、会員はこれに異議を唱えることができないとした文言は削除されました。また、実際の運用に合

わせて、依頼品を処分する場合には会員に事前通知する旨が追記されました。しかし、当機構では、会員に通知をした上ではと言え、当然に依頼品を処分することが許されるとは考えていません。しかし事業者としても、いつまでも依頼品を保管できないことは、理解できる場所であり、今後の動向を注視していくこととしました。

詳しくはコチラをご覧ください。 www.coj.gr.jp/zesei/topic_200529_01.html

事務局の業務体制のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2020年5月26日に緊急事態宣言が解除された後も、職員の一部を在宅勤務とし、通勤ラッシュを避けるために勤務時間を短縮しております。そのため、以下のとおりの電話対応時間となります。ご不便おかけしますが、よろしくお願い致します。

電話対応 平日 10時30分～16時（昼休み 12時～13時）

全国の適格消費者団体（21団体）のホームページ公表情報 （2020年5月12日～6月18日分）

○各適格消費者団体（21団体）のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。※今月から、同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(5月12日～6月18日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/06/11 : レンタカー会社各社に対する再申入書を送付しました。 ■ 2020/06/11 : キタコー(株)に対する申入書を送付しました。 ■ 2020/06/11 : シェアリングテクノロジー(株)に対する申入書を送付しました。
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/05/27 : 申入れ活動一覧を更新しました
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/06/08 : 給与ファクタリング業者(株) ZERUTA に対し、被害回復訴訟を提起しました。

<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>■2020/6/18：＜住友不動産ヴィラフォンテーヌ（株）、東急ステイサービス（株）、藤田観光（株）、（株）三井不動産ホテルマネジメント＞東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催延期に伴う宿泊料金の返還について</p> <p>■2020/6/18：株式会社新生銀行がカードローン規約から、相続開始時の期限の利益の喪失条項を削除する方針であることを確認しました。</p> <p>■2020/6/15 株式会社イオン銀行がカードローン規定から、相続開始時の期限の利益の喪失条項を削除する方針であることを確認しました。</p> <p>■2020/6/15日：auじぶん銀行株式会社がローン規約から、相続開始時の期限の利益の喪失条項を削除する方針であることを確認しました。</p> <p>■2020/6/15：株式会社セブン銀行がローンサービス規定から、相続開始時の期限の利益の喪失条項を削除しました。</p> <p>■2020/6/2：リネット（宅配クリーニング）と協議の結果、利用規約類が大幅に改定されました。</p> <p>■2020/5/27：東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦等を目的として予約した宿泊施設のキャンセル料に関する消費者機構日本の考え方</p> <p>■2020/5/26：【東京医科大学】被害回復訴訟 返金手続参加のご案内まで今少しお待ちください。</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>■2020/5/31：2020年度消費者基本計画工程表への意見を提出しました。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■株式会社名古屋グランパスエイトから回答書が届きました。 ：2020年6月18日付けで、株式会社名古屋グランパスエイトから書面で回答書が届きました。</p> <p>■株式会社マグナ、リゾートから回答書が届きました。 ：2020年6月17日付けで、株式会社マグナ、リゾートから回答書が書面で届きました。「重要事項説明書」が同封されています。</p> <p>■株式会社I AM（インターナショナルメディア学院東京校）から規約が届きました。 ：2020年6月17日付けで、株式会社I AM（インターナショナルメディア学院）から、東京校及び東京校以外のそれぞれ改定された規約が届きました。</p>

- 株式会社エイチ・アイ・エスから書面にて回答書が届きました。
: 2020年6月15日付けで、株式会社エイチ・アイ・エスから書面にて回答書が届きました。
- タウンモールかがやき株式会社に対して申入書を送付しました。
: 2020年6月16日付けで、タウンモールかがやき株式会社に対して申入書を送付しました。(回答期限 2020年7月16日)
⇒[2020.6.16.タウンモールかがやき株式会社\(レバウルフ\)申入書](#)
- 株式会社A H Bに対して申入書を送付しました。
: 2020年6月16日付けで、株式会社A H Bに対して申入書を送付しました。(回答期限 2020年7月16日)
⇒[2020.6.16.株式会社A H B申入書](#)
- 有限会社ワンラブ(one love)に対して申入書を送付しました。
: 2020年6月16日付けで、有限会社ワンラブ(one love)に対して申入書を送付しました。
(回答期限 2020年7月16日)
⇒[2020.6.16.有限会社ワンラブ\(one love\)申入書](#)
- プロジェクトリーズ株式会社に対して差止請求書を送付しました。
: 2020年5月29日付けで、プロジェクトリーズ株式会社に対して差止請求書を送付しました。
⇒[2020.5.29.プロジェクトリーズ株式会社差止請求書](#)
- 楽天株式会社(楽天ポイント)から連絡書が届きました。
: 2020年5月27日付けで、楽天株式会社(楽天ポイント)から書面(FAX)にて連絡書が届きました。～回答期限延期の連絡です。
- 株式会社清水銀行から回答書が届きました。
: 2020年5月25日付けで、株式会社清水銀行から書面にて回答書が届きました。
- 名進研ホールディングス株式会社に対して問合せ書を送付しました。
: 2020年5月26日付けで、名進研ホールディングス株式会社に対して問合せ書を送付しました(回答期限 6月26日)
⇒[2020.5.26.名進研ホールディングス株式会社問合せ書](#)
- 株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディングに対して問合せ書を送付しました。
: 2020年5月26日付けで、株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディングに対して問合せ書を送付しました。(回答期限 6月26日)
⇒[2020.5.26.株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディング問合せ書](#)
- 株式会社名古屋グランパスエイトに対して連絡書を送付しました。
・2020年5月26日付けで、株式会社名古屋グランパスエイトに対して連絡書を送付しました。
⇒[2020.5.26.株式会社名古屋グランパスエイト連絡書](#)
- 株式会社マグナ、リゾートに対して要請書を送付しました。
: 2020年5月26日付けで、株式会社マグナ、リゾートに対し

	<p>て改訂後の重要事項確認書開示の要請書を送付しました。 ⇒2020.5.26.株式会社マグナ.リゾート要請書</p> <p>■ 株式会社エイチ・アイ・エスに対して申入書を送付しました。 : 2020年5月26日付けで、株式会社エイチ・アイ・エスに対して申入書を送付しました。(回答期限 2020年6月26日) ⇒2020.5.26.株式会社エイチ・アイ・エス申入書</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■ 2020年6月3日: KRG 管理センター(株) KRG 管理センター株式会社に対し、差止請求訴訟を提起しました。 20200603 KRG 管理センター(株) に対する訴状</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>■ ※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>■ 2020/6/2: 冠婚葬祭互助会の解約手数料の差止請求の判決が出ました。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人: 藤井喜継 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077